

(仮 訳)

プレス・リリース

2013年12月19日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が、
「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」の第2次市中協議文書を公表**

バーゼル銀行監督委員会(以下、バーゼル委)は、本日、「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」の第2次市中協議文書を公表しました。本市中協議文書は、リスクベースの自己資本規制枠組みにおける、証券化商品の取扱いの包括的な見直しに関する詳細な提案(規則文書案を含みます。)で構成されています。本取組みは、グローバルな金融危機の教訓を踏まえたバーゼル委による銀行規制基準の広範な見直し作業の一部をなすものです。

本提案を策定するに際して、バーゼル委は、第1次市中協議文書に対して寄せられたコメントおよび定量的影響度調査の結果を慎重に考慮しました。また、リスク感応度、簡素さ、比較可能性の間で適切なバランスを図るべきとの考え方に基づいています。

第1次市中協議文書からの主な変更点は、資本賦課方式のヒエラルキーおよび資本賦課の水準調整です。

資本賦課方式のヒエラルキーに関しては、バーゼル委は、原資産の信用リスク評価に対して用いられるものと同様の簡素な枠組みを提案しています。

- ・ 銀行が内部格付手法を用いることが可能であり、同手法の利用について監督当局から承認を得ている場合は、当該銀行は内部格付手法準拠方式(internal ratings-based approach)を用いて、期待損失を含む原資産プール
のリスクに基づいた証券化エクスポージャーの所要資本を算出することが可能となります。内部格付準拠方式はリスク感応的である上、利用および監督が比較的容易なものとなっています。
- ・ 内部格付準拠方式を特定の証券化エクスポージャーに対して用いることが出来ない場合は、(外部格付の利用が関連法域において認められている場合を前提として)外部格付手法準拠方式(external ratings-based approach)の

利用が可能となります。但し、現行の資本賦課枠組みとは異なり、外部格付が利用可能な場合においても、証券化エクスポージャーの資本賦課の算定は外部格付に基づく必要はありません。法域によっては外部格付準拠方式の利用を全く認めない場合もあります。

- ・ 最後に、上記2つの方式いずれも利用出来ない場合においては、標準的手法準拠方式(standardised approach)が適用されます。同方式は、原資産の信用リスクやその他のリスク要因に適用される標準的手法を用いた資本賦課に基づくものです。

資本賦課方式の水準調整の見直しを行う際に、バーゼル委は、第1次市中協議文書における水準調整で用いられたモデルの前提条件を一部変更しました。この変更の結果として、証券化商品の資本賦課枠組みは、原資産の信用リスクの資本賦課枠組みと、より整合的なものとなりました。この変更により第1次市中協議文書における提案から資本賦課水準は有意に低下しましたが、引き続き現行枠組みよりも厳格な水準を維持しています。また、バーゼル委は、全ての方式に適用されるリスクウェイトのフロアを、当初提案の20%から15%へ引下げを提案しています。

バーゼル委議長を務めるステファン・イングベス総裁(スウェーデン中銀)は、「今回の提案は、第一次市中協議に寄せられた意見を踏まえたものである。簡素化された資本賦課方式は、原資産の自己資本枠組みとより整合的であり、改訂後の水準調整は、証券化エクスポージャーのリスクに対して適切な自己資本額を確保するとのバーゼル委の目標に資するものである。」と述べています。

バーゼル委は、市中協議期間における建設的な対話と、近日中に開始される定量的影響度調査(QIS)への市場参加者の参加を期待します。同調査においては証券化商品の原資産の個別ローンデータの収集も含まれますが、同調査により、バーゼル委は、本市中協議文書で示された変更後の水準調整にかかる影響を評価することが可能となります。

バーゼル委は、本市中協議案および規則文書案全般に対するコメントを歓迎します。本市中協議文書へのコメントは、2014年3月21日(金)までに、次のリンク先(www.bis.org/bcbs/commentupload.htm.)にアップロード願います。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に非公開を求めない限り、国際決済銀行のウェブサイトに掲載されます。